

聖隷クリストファー大学 学費納付規程

(目的)

第 1 条 この規程は、聖隷クリストファー大学(以下「本学」という)の学生の学費納付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(学費の定義)

第 2 条 この規程で学費とは、入学金、授業料、教育実習費及び施設設備費または施設維持費をいう。

(学費の納期)

第 3 条 学費は学則に定める額を春semester(前期)と秋semester(後期)の二期に分け、下記期日までに聖隷学園指定の金融機関に納付しなければならない。

学校名	春semester	秋semester
聖隷クリストファー大学	3月21日	9月20日

2. 前項の期日が金融機関の休業日に該当するときは、納付期日とその翌日とする。
3. 前条に定める学費の内、入学金については各学部の指定する入学手続き期間内に納付するものとする。
4. 新入学生の授業料、教育実習費及び施設設備費又は施設維持費(以下「授業料等」という)の内、前期分は本条第1項の規定に拘わらず、各学部の指定する期間内に納付するものとする。

(入学金の減免)

第 4 条 次の各号の一に該当する場合は、入学金を減免する。

- (1) 助産学専攻科入学者のうち、本学(聖隷学園浜松衛生短期大学を含む)卒業者は入学金の半額を免除する。
- (2) 大学院博士前期課程入学者のうち、本学(聖隷学園浜松衛生短期大学を含む)卒業者は入学金の半額を免除する。
- (3) 大学院博士後期課程入学者のうち、本学大学院博士前期課程修了者は入学金の全額を免除する。
- (4) 社会福祉学部介護福祉学科編入学者のうち、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校卒業年で卒業年度の翌年度に入学する者は入学金の全額を免除する。
- (5) 社会福祉学部介護福祉学科編入学者のうち、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校卒業年で卒業年度の翌々年度以降に入学する者は入学金の半額を免除する。

(学費の振り替え)

第 5 条 入学者選抜試験で合格し入学手続きをした者が、その後行われた別の学科の入学者選抜試験(同一年度に限る)に合格し、入学を希望する場合は、先に納付した学費を振り替えることができる。

(授業料等納付期限の延期・分割納付)

- 第 6 条 授業料等納付期限の延期および学則に定めるものの他分割納付は原則として認めない。
2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する場合は、学長に対し授業料等納付期限の延期または分割納付を申請することができるものとする。ただし、本項第1号から第4号については、連帯保証人2名が当該状態に陥った場合に適用される。
 - (1) 地震その他不慮の事故で連帯保証人が死亡または負傷により長期療養が必要になったとき。
 - (2) 地震その他不慮の事故で連帯保証人の家屋等が被害を受け、その復旧が必要になったとき。

- (3) 連帯保証人の事業所の破産等で、生計を維持するための所得が得られなくなり、他にそれに代わる所得が得られる見込みがないとき。
 - (4) 連帯保証人が、疾病もしくは負傷により6ヶ月以上の長期にわたり療養が必要な状態が発生したとき。
 - (5) その他の事由で執行役員会が認めた場合。
3. 前項の事由により授業料等納付期限の延期または分割納付を願い出る者は、罹災証明等証明書類を添付して、事前に第3条の納入期限までに大学所定の授業料等延納・分納願を大学総務部総務課を経て総務部長に提出しなければならない。
 4. 学長は授業料等延納・分納願を受理したときは、事情を確認し意見書を付して理事長に回付するものとする。
 5. 理事長は授業料等納付期限の延期または分割納付が妥当であると判断した場合は、各期開始の日から最長90日間を限度として、納付期限の延期または分割納付を認めることができる。
 6. 前項のほか執行役員会で審議し特に必要と認めた場合は、理事長はさらに延長を認めることができる。

(授業料等の督促及び除籍手続き)

第7条

授業料等の督促及び除籍の手続きはつぎのとおりとする。

- (1) 総務部長は、第3条に定める納付期限後、授業料等の延期または分割納付の許可なく納付していない学生の連帯保証人に対して、直ちに未納通知を送付する。
- (2) 総務部長は、未納通知送付後、春semester(前期)と秋semester(後期)開始の日においても納付がなく、何ら連絡のない学生及び連帯保証人に対し、納付の期限を区切って内容証明付きで納付の督促をするものとする。
- (3) 総務部長は、前第3条に定める納付期限後直ちに授業料等未納者名簿を作成し、学長に報告する。
- (4) 授業料等未納者についての報告と督促は、各納付期限後原則として30日以内に行うものとし、督促による納付期限は督促状発信の日から起算して30日以内で、総務部長の決した日とする。
- (5) 総務部長は本条第2号による督促状とあわせて、学生からも直接事情を聴取することがある。
- (6) 前1号から5号までの手続きを経た後、納付がない場合は春semester(前期)と秋semester(後期)開始の日から60日を経過した日をもって除籍とする。

(再入学)

第8条

授業料等の滞納により除籍になった者が、再入学を希望する場合は、除籍日までの滞納学費を納付後、学則に従い再入学を願い出ることができる。この場合の再入学料は当該年次所定入学金の半額とし、授業料等はその者を入学させる対象年次の額を適用する。

(年度末報告)

第9条

総務部長はその年度末に延納があり、授業料等の収納が翌年度に繰り越されるものについては3月31日現在をもって執行役員会に報告しなければならない。

(補則)

第10条

この規程に定めのない事項が生じた場合は、執行役員会に報告し指示を受けるものとする。

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、執行役員会の議を経て理事会が行うものとする。

- 附則 1. この規程は1997年4月1日から施行する。
2. 条第1項に定める授業料等の納期は、1998年度の授業料等から適用する。
- 附則 2002年4月1日一部改定(学費の納期、授業料等納付期限の延期・分割納付)
- 附則 2003年4月1日一部改定(専門学校廃止により削除)
- 附則 2004年4月1日一部改定(授業料等延期・分割納付取り扱い部署、保証人削除)
- 附則 2005年4月1日一部改定(常勤理事会を執行役員会に変更)
- 附則 2007年4月1日一部改定(看護短期大学部廃止により削除)
- 附則 2017年1月26日一部改定(入学金の減免、学費の振り替え)